

保育士についての研修受講科目 の免除について

保育士についての研修受講科目の免除について

<考え方>

- 基本研修については、主として保育士養成課程等で履修している内容となっており、保育関連の事業に従事するために必要な研修内容となっている。

地域子育て支援コースの事業のうち、特に利用者支援事業については、つなぎ先として、家庭的保育なども対象となることから、利用者支援事業を円滑に実施するには、保育等の直接処遇を行う事業の知識が必要となるため、原則として、基本研修を受講しなければならないこととする。

ただし、地域子育て支援コースの事業（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業）では他のコースの事業と比べ、保育等の直接処遇を行わず、相談支援・ソーシャルワーク的な事業であることから、保育士資格を有する者については、基本研修の受講を免除することとする。

※ 専門研修については、利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業に特有のカリキュラムとなるため、免除規定は設けない。



- 基本研修に係る取扱いになるため、改めて子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会（親会）に諮ることとし、その際、保育士という資格に着目して、研修を免除とすることから他コースの取扱いもなるべく同様となるよう、整合性を図るようにする。

【参考】他のワーキングチームの現在の検討状況

（地域保育コース）

現行の家庭的保育事業においては、家庭的保育の特性（小規模・密室性）を理解するために、保育士資格を有する者であっても家庭的保育補助者となるためには、基礎研修（基本研修・専門研修に相当）の履修を求めている一方、子育て支援員研修において、当該補助者になるために必要な研修カリキュラムは地域保育コースの専門研修（共通及び地域型保育）で足りることから基本研修の履修を要件としない。

（放課後児童コース）

放課後児童支援員の認定資格研修においては、保育士等について研修科目の一部を免除することとしており、専門研修（放課後児童コース）にも当該科目（子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達）が含まれているところであるが、保育士資格を有する者については、放課後児童クラブにおける補助員（子育て支援員）としてではなく、基本的には放課後児童支援員として従事することを想定している。

（社会的養護コース）

保育士資格を有する者については、補助的職員としてではなく、基本的には、中心的な役割を担う職員として従事することを想定しているため、特段子育て支援員研修（基本・専門）の受講を想定していないが、社会的養護の事業に従事する上で必要な研修内容となっていることから、保育士資格を有する者であっても受講を妨げない。

ただし、児童福祉に関する資格を有する者の取扱いについて、今後ワーキングチームにおいて検討していく予定。

<論点>

- 社会福祉士、幼稚園教諭、臨床心理技術者といった他の有資格者についても免除の対象とするか。

(検討の視点)

- ・ 保育士以外の有資格者の場合は、基本又は専門研修の一部の科目を免除することが想定されるが、科目の一部のみを免除することが受講者の負担軽減につながるか。(受講時間・受講料等)
- ・ 研修修了者の管理など事務的な煩雑さはないか。

【参考】 基本（基礎）研修カリキュラムと保育士養成科目の大まかな対応関係

子育て支援員基本研修カリキュラム案			保育士養成施設の教育課程(抜粋)			
(科目)	内容	(時間)	(科目)	内容	(単位)	(時間)
子ども・子育て家庭の現状	<子育て家庭(対人援助を行う対象)に対する理解> ①子どもの育つ社会・環境 ②子育て家庭の姿容 ③ワークライフバランス	1	児童家庭福祉	現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史の変遷、児童家庭福祉と保育 児童家庭福祉の制度と実施体系、 児童家庭福祉の現状と課題(児童虐待・社会的養護・障害のある児童への対応 含む)、 児童家庭福祉の動向と展望(保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク含む)	2	45
子ども家庭福祉	<子育て支援制度の理解> ①子ども・子育て支援新制度の概要 ②子ども家庭福祉施策の理解 ③子ども家庭福祉に係る資源の理解	1		保育の本質・目的に関する科目 相談援助(演習)	相談援助の概要、相談援助の方法と技術、相談援助の具体的展開事例分析	1
子どもの発達	<子ども(対人援助を行う対象)に対する理解> ①発達への理解 ②発達への援助 ③胎児期から青年期までの発達 ④子どもの遊び	1	社会的養護	現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷、 社会的養護と児童家庭福祉、社会的養護の制度と実施体系 施設養護の実際、社会的養護の現状と課題	2	45
保育の原理	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①発達・成長の保障 ②情緒の安定 ③生命の保持	1	保育の心理学 I	保育と心理学、子どもの発達理解、人との相互的かかわりと子どもの発達、 生涯発達と初期経験の重要性	2	45
対人援助の価値と倫理	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①保護者・職場内・他組織との連携・協力 ②守秘義務・個人情報の保護 ③子どもの最善の利益 ④利用者主体 ⑤対象者の尊厳の遵守	1	保育の心理学 II (演習)	子どもの発達と保育実践、生活や遊びを通じた学びの過程、 保育における発達援助	1	22.5
子ども虐待と社会的養護	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①子ども虐待と影響 ②虐待の発見と通告 ③虐待を受けた子どもに見られる行動 ④子どもの権利を守る関わり ⑤社会的養護の現状	1	子どもの保健 I	子どもの健康と保健の意義(生命の保持と情緒の安定に係る保健活動の意義と目的 等)、 子どもの発育・発達と保健、子どもの疾病と保育 子どもの精神保健、環境及び衛生管理並びに安全管理、 健康及び安全の実施体制	4	90
子どもの障害	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①障害児支援制度の理解(合理的配慮を含む) ②障害特性に応じた関わり方・専門機関との連携 ③障害児支援サービス等の理解	1	子どもの保健 II (演習)	保健活動の計画及び評価、子どもの保健と環境、子どもの疾病と適切な対応(障害児含む) 事故防止及び健康安全管理、心とからだの健康問題と地域保健活動	1	22.5
演習	研修の振り返り	1	子どもの食と栄養(演習)	子どもの健康と食生活の意義、栄養に関する基礎的知識、 子どもの発育・発達と食生活、食育の基本と内容、 家庭や児童福祉施設における食事と栄養、 特別な配慮を要する子どもの食と栄養(障害児含む)	2	45
			障害児保育(演習)	障害児保育を支える理念、障害の理解と保育における発達の援助、 障害児保育の実際、家庭及び関係機関との連携、 障害のある子どもの保育にかかわる現状と課題	2	45
			社会的養護内容(演習)	社会的養護における児童の権利擁護と保育士等の倫理及び責務、 社会的養護の実施体系、支援の計画と内容及び事例分析、 社会的養護にかかわる専門的技術、今後の課題と展望	1	22.5
			保育相談支援(演習)	保育相談支援の意義、保育相談支援の基本、保育相談支援の実際、 児童福祉施設における保育相談支援、	1	22.5

4 実施方法

(3) 職員の配置

利用者支援事業に従事する者は、医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体を実施する研修を修了した者のほか、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者として市町村が認めた者をもって充てるものとし、1事業所1名以上の専任職員を配置するものとする。

なお、地域の実情により、事業に支障が生じない限りにおいて、専任職員以外にあっては、業務を補助する職員として配置しても差し支えないものとする。